

2024年10月2日

各位

会社名デンカ株式会社  
代表者名代表取締役社長 今井 俊夫  
(コード4061：東証プライム)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長  
山本 浩之  
(電話 03-5290-5511)

## 当社米国子会社に対する米国環境保護庁による新規制適用の猶予期間について

2024年4月17日付「米国におけるクロロプレンゴム製造施設に対するアメリカ環境保護庁による新規制適用の発表について」および2024年7月10日付「当社米国子会社が提起した差止申立てに対する米国連邦控訴裁判所の決定等について」にてお知らせしましたとおり、米国環境保護庁（以下「EPA」という）は、当社米国子会社のデンカ・パフォーマンス・エラストマー社（当社出資比率70%。以下「DPE」という）を含むクロロプレンゴム製造施設に対して新たな化学物質の大気排出規制（以下「新規制」という）を同年4月9日付で発表し、新規制が適用されるまでの猶予期間（以下「猶予期間」という）を施行日（同年7月15日）から90日間（同年10月15日まで）と設定しておりました。

これに対し、DPEは、レイジアナ州環境品質局（以下「LDEQ」という）に対して、猶予期間を2年間延長するよう申請していたところ、LDEQが同年6月27日付でこれを承認したことを受けて、DPEは、同年7月10日、米国第5巡回区連邦控訴裁判所（以下「第5連邦控訴裁」という）において、LDEQによる猶予期間延長承認の法的有効性の確認を求める申立て（以下「本件確認申立」という）を提起するとともに、本件確認申立の審理期間中のEPAによる新規制適用の差止めを求める緊急申立て（以下「本件差止申立」という）を提起していたところ、第5連邦控訴裁は、同年7月31日、DPEが提起した本件差止申立を認める旨の決定（以下「本決定」という）を行いました。その後、EPAが本決定の再審理を求める申立てを行わず、本決定の再審理申立期限が経過したことから、この度、EPAが当初設定した同年10月15日までの猶予期間は、本件確認申立の審理期間中は延長されることになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 新規制および猶予期間延長にかかる経緯

(1) 2024年4月9日、EPAは、新規制を公表しました。新規制は、DPEを含む米国内のクロロプレンゴム製造施設に対して、各種の排出対策を取らせることにより、中間原料となるクロロプレンモノマー排出量の大幅な削減を求めるもので、同年5月16日に官報公示され、7月15日に施行され、当該対策を取るまでの猶予期間は施行日から90日間（同年10月15日まで）と設定されました。

- (2) 同年5月16日、DPEは、新規制の内容自体の見直しを求める申立てを米国ワシントンDC連邦控訴裁判所（以下「DC連邦控訴裁」という）に提起するとともに、同年5月28日、猶予期間を90日間とするものの発効停止を求める差止申立てをDC連邦控訴裁に提起しました。また、DPEは、これに並行してLDEQに対して猶予期間の2年間の延長申請を行いました。
- (3) 同年6月26日、DC連邦控訴裁は、猶予期間の発効差止申立てを却下しました。
- (4) 同年6月27日、LDEQは、DPEに対して2年間の猶予期間の延長を承認しました。
- (5) 同年6月28日、DPEは、EPAに対して、LDEQによる猶予期間延長承認の法的有効性について照会書面を送付したものの、EPAからはDPEが希望回答期限として設定した7月8日までに正式回答はなされませんでした。
- (6) 同年7月10日、DPEは、第5連邦控訴裁において、LDEQによる猶予期間延長承認の法的有効性を確認することを求めて、本件確認申立てを提起するとともに、本件確認申立ての審理期間中のEPAによる新規制適用の差止めを求めて、本件差止申立てを提起しました。
- (7) 同年7月31日、第5連邦控訴裁は、DPEによる本件差止申立てを認める旨決定しました。
- (8) その後、EPAが、第5連邦控訴裁による本決定の再審理を求める申立てを行わず、本決定の再審理を求める申立期限が経過したことから、本件確認申立ての審理期間中は、EPAによる新規制適用が差し止められることとなり、EPAが当初設定した同年10月15日までの新規制適用の猶予期間は、第5連邦控訴裁における本件確認申立ての審理期間中は延長されることとなりました。

## 2. 今後の見通し

DPEがDC連邦控訴裁に提起した新規制の内容自体の見直しを求める申立て、ならびに、DPEが第5連邦控訴裁に提起したLDEQによる猶予期間延長承認の法的有効性に関する本件確認申立てについては、今後それぞれの裁判所による手続が進行していくと想定しておりますが、その見通しについては不明です。

なお、現時点では、新規制に関連しての当社連結業績への影響等については引き続き精査することとしておりますが、今後、開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

### 【参考：本発表に関連する過去プレスリリース（当社ホームページ）】

- ・2024年4月17日「米国におけるクロロプレンゴム製造施設に対するアメリカ環境保護庁による新規制適用の発表について」

[https://www.denka.co.jp/storage/news/pdf/1221/20240417\\_denka\\_dpe.pdf](https://www.denka.co.jp/storage/news/pdf/1221/20240417_denka_dpe.pdf)

- ・2024年7月10日「当社米国子会社が提起した差止申立てに対する米国連邦控訴裁判所の決定等について」

[https://www.denka.co.jp/storage/news/pdf/1246/20240710\\_denka\\_dpe.pdf](https://www.denka.co.jp/storage/news/pdf/1246/20240710_denka_dpe.pdf)

以 上

### 【報道関係者からのお問い合わせ先】

コーポレートコミュニケーション部 電話：03-5290-5511